

5道維 第131号
令和5年9月1日

長崎県 道路維持課長

道路等監視業務に係る最低制限設計価格の設定について

このことについて、長崎県建設関連業務委託最低制限価格制度試行要領第4条第2項により、別に定める最低制限設計価格の規定については下記のとおり定めましたので、通知します。

記

・道路等監視業務の監視業務に関する最低制限設計価格（消費税及び地方消費税を除く）は、下表の左欄の業務区分に応じ、同表中欄の方法により算定し、同表右欄の範囲で設定する。

（最低制限設計価格の設定）

業種区分	①最低制限設計価格（消費税及び地方消費税を除く）の算定	②最低制限設計価格（消費税及び地方消費税を除く）の設定の範囲
監視業務	直接費の額＋諸経費の額×48%	上限額は設計金額×82% 下限額は設計金額×60% （各々の1,000円未満の額は切り捨てる。）

・道路等監視業務の維持業務に関する最低制限設計価格は、「建設工事における最低制限価格の取り扱いについて」（令和5年3月17日4建企第508号）に基づき算出した額とする。